

税金

市・府民税の申告は3月15日(火)まで

確定申告書(税務署分)は市役所では受け付けできません。
 所得税及び復興特別所得税の確定申告書は、門真税務署の確定申告会場に提出してください。
 ※作成済みの確定申告書のみ市役所で受取可

27年中の所得がない人も、国民健康保険や各種手当の申請に、所得証明書や非課税証明書が必要な人は、市・府民税の申告書を提出してください。

3月15日(火)までの午前9時～午後1時～5時
 ※土・日曜日、祝日を除く
 ※土・日曜日、祝日を除く
 ところ 第3会議室
 (市役所別館3階)

申告が必要な人 左表参照
 ※郵送可。3月15日(火)必着
 申告・問合せ
 〒571-8588

◆確定申告・相談会場
 開設期間 3月15日(火)まで

◆市・府民税の申告が必要な人

職業など	申告に必要な物
自営業	◆共通 ○本人確認書類 ○市・府民税の申告書 ○印鑑 ○社会保険料(介護保険料を含む)の支払証明書(領収書) ○生命保険・地震保険料の控除証明書 ○医療費の領収書など ※障がい者・勤労学生控除には身体障がい者手帳や在学証明書が必要
大工、左官、建築手伝い、各種外交員など	
不動産所得がある人	
配当所得がある人 ※特定口座で「源泉徴収あり」の場合は申告の選択可	収入金額・必要経費がわかる書類、収支内訳書など
2カ所以上からの給与がある人(パート・アルバイトなどを含む)	給与支払報告書、源泉徴収票など
27年中に退職した人	

◆市・府民税申告が不要な人

- ・税務署で所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人
- ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- ・27年中の所得がない人
- ・27年中の所得が公的年金に係る所得のみで、公的年金の支払者から、市役所に公的年金等給与支払報告書が提出される人

※2カ所以上からの給与がある人、給与以外の所得がある人は申告が必要

※時間は午前9時～午後5時
 ※混雑状況により、受け付けが午後4時ごろまでとなる場合があります

ところ 守口門真商工会館(殿島町6-4)

◆確定申告期間中は、門真税務署では申告相談なし

◆確定申告書作成コーナー
 確定申告書などは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で作成できます。新設された給与所得者や公的年金所得者向けの確定申告書作成画面は見やすく、分かりやすさを重視していますので、ぜひご利用ください。作成した申告書などは、郵送で提出できます。

◆e-Taxの場合は、住民基本台帳カード(電子証明書付)やICカードリーダーライターが必要

◆確定申告・相談会場
 開設期間 3月15日(火)まで

◆確定申告・相談会場
 開設期間 3月15日(火)まで

◆確定申告・相談会場
 開設期間 3月15日(火)まで

◆確定申告・相談会場
 開設期間 3月15日(火)まで

と「消費税及び地方消費税(個人事業者)」の納税には、金融機関の口座から自動的に納税される振替納税をご利用ください。

◆詳細は問い合わせ
 問合せ先 門真税務署
 ☎06(6909)0181

◆住宅ローン控除の申告は3月15日(火)まで
 年末調整をしない人、住宅ローン控除を初めて受ける人は、確定申告が必要です。

◆市・府民税の住宅ローン控除の延長・拡充
 住宅ローン控除における「居住の用に供する日(居住開始日)」の適用期限が、平成31年6月までに延長されています。なお、現在受けている住宅ローン控除の控除期間の延長ではありませんのでご注意ください。

◆市・府民税の住宅ローン控除の延長・拡充
 住宅ローン控除における「居住の用に供する日(居住開始日)」の適用期限が、平成31年6月までに延長されています。なお、現在受けている住宅ローン控除の控除期間の延長ではありませんのでご注意ください。

◆市・府民税の住宅ローン控除の延長・拡充
 住宅ローン控除における「居住の用に供する日(居住開始日)」の適用期限が、平成31年6月までに延長されています。なお、現在受けている住宅ローン控除の控除期間の延長ではありませんのでご注意ください。

◆市・府民税の住宅ローン控除の延長・拡充
 住宅ローン控除における「居住の用に供する日(居住開始日)」の適用期限が、平成31年6月までに延長されています。なお、現在受けている住宅ローン控除の控除期間の延長ではありませんのでご注意ください。

◆市・府民税の住宅ローン控除の延長・拡充
 住宅ローン控除における「居住の用に供する日(居住開始日)」の適用期限が、平成31年6月までに延長されています。なお、現在受けている住宅ローン控除の控除期間の延長ではありませんのでご注意ください。

◆市・府民税の住宅ローン控除の延長・拡充
 住宅ローン控除における「居住の用に供する日(居住開始日)」の適用期限が、平成31年6月までに延長されています。なお、現在受けている住宅ローン控除の控除期間の延長ではありませんのでご注意ください。

が拡充されています。詳しくはお問い合わせください。
 問合せ先 課税課
 ☎06(6902)5898

◆日曜納付相談
 平日は仕事などで、相談に来れない人はご利用ください。
 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ 納税課
 (市役所別館2階)
 ※証明書発行などは不可
 問合せ 納税課
 ☎06(6902)5995

◆市税のペイジー口座振替
 納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ先 納税課
 ☎06(6902)5995

◆市税のペイジー口座振替
 納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ先 納税課
 ☎06(6902)5995

◆市税のペイジー口座振替
 納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ先 納税課
 ☎06(6902)5995

◆市税のペイジー口座振替
 納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ先 納税課
 ☎06(6902)5995

◆市税のペイジー口座振替
 納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ先 納税課
 ☎06(6902)5995

◆市税のペイジー口座振替
 納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ先 納税課
 ☎06(6902)5995

◆市税のペイジー口座振替
 納税課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ先 納税課
 ☎06(6902)5995

年金

◆国民年金保険料の納付が困難なときは
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

◆保険料の免除申請など
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

◆保険料の免除申請など
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

◆保険料の免除申請など
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

◆保険料の免除申請など
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

◆保険料の免除申請など
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

◆保険料の免除申請など
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

◆保険料の免除申請など
 国民年金保険料の納付が困難な場合は、前年の所得により保険料が免除されることがあります。

第5回門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

会議は傍聴できます。
 とき 3月25日(金)
 午後1時から
 ところ 厚生会会議室(市役所別館3階)
 内容
 ○門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証
 ○地域活性化・地域住民生活
 問合せ 企画課
 ☎06(6902)5972

◆3月の日曜納付相談日
 とき 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ
 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
 ※南部市民センターでは、納付書・被保険者証の発行は不可
 ◆ペイジー口座振替受付
 保険収納課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

◆3月の日曜納付相談日
 とき 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ
 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
 ※南部市民センターでは、納付書・被保険者証の発行は不可
 ◆ペイジー口座振替受付
 保険収納課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

◆3月の日曜納付相談日
 とき 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ
 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
 ※南部市民センターでは、納付書・被保険者証の発行は不可
 ◆ペイジー口座振替受付
 保険収納課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

◆3月の日曜納付相談日
 とき 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ
 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
 ※南部市民センターでは、納付書・被保険者証の発行は不可
 ◆ペイジー口座振替受付
 保険収納課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

◆3月の日曜納付相談日
 とき 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ
 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
 ※南部市民センターでは、納付書・被保険者証の発行は不可
 ◆ペイジー口座振替受付
 保険収納課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

◆3月の日曜納付相談日
 とき 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ
 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
 ※南部市民センターでは、納付書・被保険者証の発行は不可
 ◆ペイジー口座振替受付
 保険収納課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

◆3月の日曜納付相談日
 とき 3月27日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ
 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
 ※南部市民センターでは、納付書・被保険者証の発行は不可
 ◆ペイジー口座振替受付
 保険収納課窓口では、ペイジー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。必要な物
 金融機関のキャッシュカード
 ※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

人権

◆市人権講座「こどもに生きる」
 とき 3月23日(水)
 午後2時～4時
 ※受け付けは午後1時30分から
 ※当日会場へ直接
 ところ 保健福祉センター
 内容 多文化共生と外国にルーツを持つ子どもたちの抱える課題
 ※手話通訳、要約筆記あり

◆市人権講座「こどもに生きる」
 とき 3月23日(水)
 午後2時～4時
 ※受け付けは午後1時30分から
 ※当日会場へ直接
 ところ 保健福祉センター
 内容 多文化共生と外国にルーツを持つ子どもたちの抱える課題
 ※手話通訳、要約筆記あり

◆市人権講座「こどもに生きる」
 とき 3月23日(水)
 午後2時～4時
 ※受け付けは午後1時30分から
 ※当日会場へ直接
 ところ 保健福祉センター
 内容 多文化共生と外国にルーツを持つ子どもたちの抱える課題
 ※手話通訳、要約筆記あり

◆市人権講座「こどもに生きる」
 とき 3月23日(水)
 午後2時～4時
 ※受け付けは午後1時30分から
 ※当日会場へ直接
 ところ 保健福祉センター
 内容 多文化共生と外国にルーツを持つ子どもたちの抱える課題
 ※手話通訳、要約筆記あり

保険

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

◆国民健康保険料第10期・後期高齢者医療保険料第9期の普通徴収の納付期限は3月31日(木)です。期限内に納めてください。

選挙

◆選挙啓発標語の入選作品募集
 27年10月1日～11月6日に募集した、27年度選挙啓発標語の入選作品が決まりました。

◆選挙啓発標語の入選作品募集
 27年10月1日～11月6日に募集した、27年度選挙啓発標語の入選作品が決まりました。

◆選挙啓発標語の入選作品募集
 27年10月1日～11月6日に募集した、27年度選挙啓発標語の入選作品が決まりました。

◆選挙啓発標語の入選作品募集
 27年10月1日～11月6日に募集した、27年度選挙啓発標語の入選作品が決まりました。